

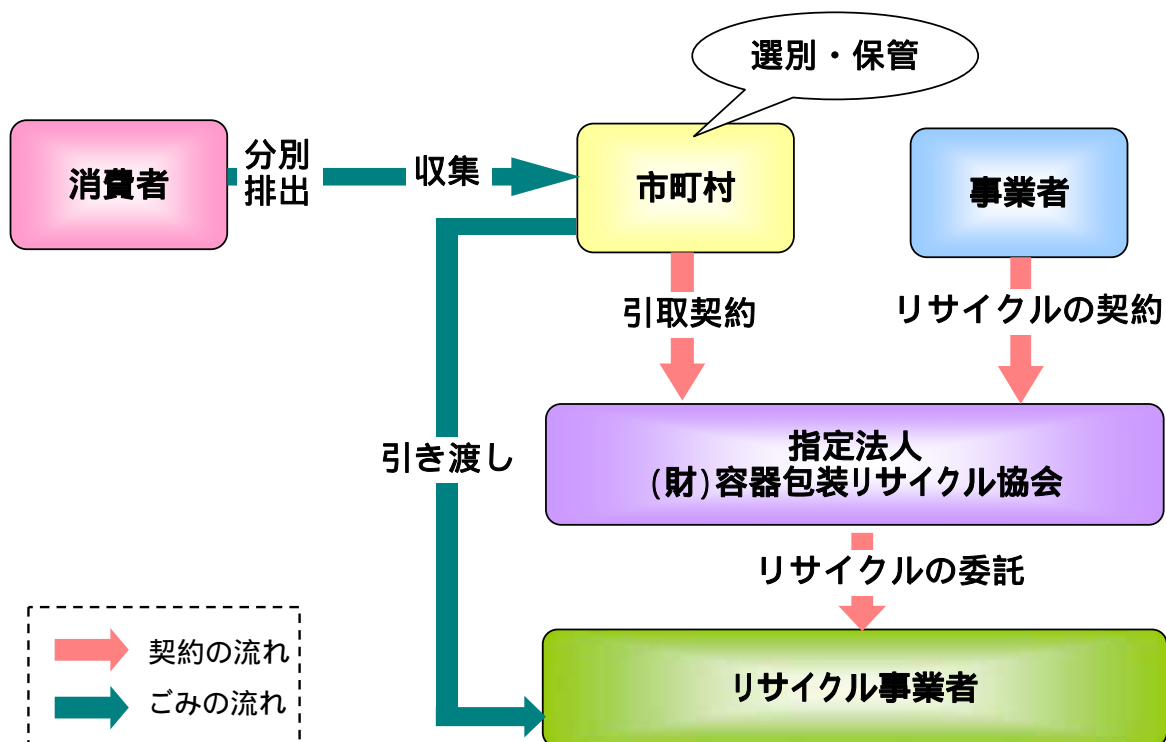
容器包装リサイクル法の仕組み

1 関係者の役割

容器包装リサイクル法では、消費者・市町村・事業者の役割が定められています。

消費者	使い終わった容器や包装を、市町村ルールに従って分別排出する。
市町村	分別して出された容器や包装を収集し、異物を取り除いたり圧縮などの必要な処理をして、適正な場所で保管する。
事業者	製造・利用した容器や包装の量に応じて再商品化（リサイクル）する。

2 容器包装リサイクル法での処理フローは以下のとおりです。



3 分別対象品目

容器包装リサイクル法では、下記の10品目を分別収集の対象として位置付けています。

分別対象品目		対象となるものの例	識別マークなど
ガラス	無色ガラス	飲食物や調味料が入っていた無色のびん 	
	茶色ガラス	飲食物や調味料が入っていた茶色のびん 	
	その他ガラス	飲食物や調味料が入っていた無色・茶色以外(青や黒など)のびん	
その他紙製容器包装		お菓子、たばこ、ティッシュの箱など 	
ペットボトル		ジュース、酒、しょうゆなどの飲料が入っていたペットボトル 	
プラスチック製容器包装		食品トレイ、レジ袋、菓子袋、洗剤容器、包装用フィルム、カップなど 	
缶	スチール	ジュース、ビール、缶詰などの缶 	
	アルミ	ジュース、ビール、缶詰などの缶 	
段ボール		段ボール 	
紙パック		牛乳、ジュース、酒などの飲料が入っていた紙パック(裏がアルミを張っていないもの) 	